

## 第 7 期山添村障害福祉計画（第 3 期障害児福祉計画）策定業務委託仕様書

### 1. 業務名

第 7 期山添村障害福祉計画（第 3 期障害児福祉計画）策定業務委託

### 2. 業務委託期間

契約締結の翌日から令和 6 年 3 月 29 日まで

### 3. 業務の目的

本業務は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する法律第 88 条の規定に基づく「障害者福祉計画」及び児童福祉法第 33 条の 20 の規定に基づく「障害児福祉計画」の評価を行い、国や県の障害者福祉施策の動向、山添村の障害者をめぐる環境やニーズの変化を把握し、山添村における新たな障害者施策の基本方向・実施事業及び障害福祉サービスの目標値を定めるため、新たに「第 7 期山添村障害福祉計画・第 3 期障害児福祉計画」を一体的に策定することを目的とする。

### 4. 計画期間

令和 6 年度から令和 8 年度

### 5. 業務の内容等

#### (1) 基礎的な地域データ及び資料の整理分析

障害福祉をめぐる施策動向、山添村の概要及び社会的特性、地域福祉資源の整備状況、障害者の現況動向及びサービスの利用状況、関連計画の動向等について、各種資料を基に整理分析を行う。

#### (2) アンケート調査の実施支援

計画対象者における福祉ニーズを把握するためのアンケートの調査結果の入力・集計・分析を行い、アンケート調査結果全般の取りまとめを行う。

対象者抽出、調査票の作成及び印刷、調査票の発送及び回収は山添村が行う。

#### 【アンケート調査の実施概要】

- ・調査対象者：身体・療育・精神障害者手帳所持者及びその他障害福祉サービス利用者
- ・調査対象数：約 280 票
- ・回収見込数：約 140 票（回収率 50%前後）
- ・設問内容：日常生活における現状及び希望、サービス利用意向等について 45 問程度
- ・調査期間：令和 5 年 7 月頃～9 月中旬

#### (3) 施策・事業の実施状況の評価及び課題のとりまとめ

現行計画における施策・事業の実施について、結果のとりまとめを行い、評価を行う。また、(1) 及び (2) の分析結果等を踏まえて課題をとりまとめ、新たな計画におい

て、重点的に取り組む事項を検討する。

(4) ヒアリング調査の実施支援

関係団体・事業所へのヒアリング又は記入式の調査による施策課題・ニーズの把握分析を必要に応じて行う。

(5) 障害福祉サービスの推進方策の検討

現行計画目標の達成状況の評価及び計画対象者数を推計し、障害福祉サービス等の各年度における見込量を算定し、確保策の検討を行う。

(6) 計画骨子案・素案の作成

課題を踏まえた計画の推進方向、数値目標等を記載した計画案を作成し、内容の協議を行う。

(7) 策定検討組織への支援

計画内容を審議するために設置される計画検討委員会（3回程度）の運営について、会議資料の作成を行う。

## 6. 成果品

- ・アンケート調査結果報告書（A4判、30頁程度、1色刷）：1部及び電子データ
- ・第7期山添村障害福祉計画及び第3期障害児福祉計画を1冊にまとめた計画書（A4判、表紙単色、内容単色、60頁程度、上質紙、中綴じレザック印刷）：50部及び電子データ

## 7. その他業務遂行上の留意点

- (1) 本業務に係る事項について、今後新たな方針が国及び県から示される等状況が変更した場合には、山添村と協議の上、本業務内容を変更することができる。
- (2) 業務を進行する上で必要な書類については、山添村から貸与するものとし、貸与された資料の管理を徹底するとともに、業務終了後返却すること。
- (3) 受託者は個人情報の適切な取扱いを保証できることとし、業務中に知り得た情報等を他に漏らしてはならない。
- (4) 山添村の要望に合わせて、常に情報交換できる体制を確立すること。
- (5) 成果品については、全て山添村に帰属するものとし、山添村の許可無く他に公表・貸与・使用してはならない。
- (6) 業務中、計画策定に関する最新の情報取得に最大限努めること。また、情報取得の遅れにより、業務に支障が出ることはないよう留意すること。
- (7) その他本仕様書で明示できないものについては、必要に応じて山添村と協議し、決定すること。